

見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第25号

見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年見附市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「9月」を「10月」に、「4日」を「5日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。